いわき合同ユニオン 連帯ニュース

発行：いわき合同ユニオン
福島県いわき市小島町3-3-1　佐藤ビル
電話　0246-38-7840
メール　iwakigodo@yahoo.co.jp

いわき病院で医療現場の現状変える闘い始まる！

労働者の誇りを踏みにじる不当配転を許さない！

■不当配転の撤回を求め団体交渉

いわき合同ユニオンは、国立病院機構いわき病院で働くS組合員に対する不当配転の撤回を求めて、1月22日に団体交渉を行いました。

国立病院機構いわき病院（いわき市豊間）

看護師のS組合員は昨年の7月9日、入浴介護中に両膝を負傷する労災事故に遭い、現在もリハビリを続けながら勤務しています。病院側はS組合員に対し、12月1日付で重度心身障害児病棟（重心病棟）への配転を命じました。

これまで神経難病病棟で経験を積み、一人一人の病状に熟知してきたS組合員に対し、大きな体格の患者さんが多く体の上げ下ろしで膝に大きな負担がかかる上に不慣れな業務をこなさなければならない重心病棟への異動は、不当で不適切な異動命令に他なりません。S組合員は病院側に対して団体交渉を申し入れ、不当配転の撤回を求めて闘っています。

今回の団体交渉では、院長・副院長・看護部長をはじめとする病院側出席者に対して、S組合員の労災事故直後の病院側の対応の不備を追及するとともに、S組合員の怪我に対する配慮を欠いた今回の異動を撤回し、重心病棟から神経難病病棟に戻すことを強く要求しました。

団交の冒頭で病院側は用意してきた文書を一方的に読み上げるだけで回答を済ませようとしましたが、ユニオン側の強い抗議で回答書をコピーし配布して交渉を始めました。

■専門的な治療を怠った責任を追及

交渉の中で病院側は労災事故直後の対応について、外部の病院に電話で連絡した上で「緊急性はない」と判断したとして、「ここは病院なのだから」「私たちは医師であり専門家なのだから」と、あくまでS組合員に対する処置は適切だったと主張しました。

しかし、S組合員は事故直後から2週間以上もいわき病院に入院を余儀なくされた中で、専門的な治療は一切受けられませんでした。整形外科の非常勤の医師がS組合員を診断した際も、S組合員の「膝の中で何が起きているのかちゃんと調べてほしい」との訴えに、その医師は「私は膝の専門ではないから」と言っていたのです。S組合員が膝のMRI検査を受けることができたのは、いわき病院を退院した後、事故から1か月近く経過してからでした。

さらに、病院側が労働基準監督署に労災の届け出を出したのは事故後2か月以上経過した9月10日になってからということも交渉の中で明らかとなりました。

病院であるというだけでどんな病気も怪我も治

労働者の健康と安全こそが全ての人々を守る道です

療できるわけではありません。適切な治療を怠り、今も怪我の後遺症を抱えながら勤務するS組合員に対して、それに輪をかけて負担を強いる配転を強制することは断じて認められません。

■病院側は「負担の軽減」を言うなら なぜ労働者の意向を無視するのか

重心病棟での勤務についても、病院側は「急変患者や重症患者も多く身体的業務負担も大きい一般病棟より、患者の症状が安定しており救急性も少なく身体的業務負担軽減の見込める重症心身障害病棟へ配置換することが膝に負担がかからず業務ができると考えた」と主張しました。しかし、現実の業務はどうでしょうか？実際の業務の負担は、患者さんの病状や障害の程度によってのみ計られるものではありません。S組合員は神経難病の患者さんのケアを熟知し、経験を積んできた看護師です。病院側の主張には労働者の立場の視点が決定的に欠けています。家庭やプライベートを抱え、不規則な勤務を何とか両立させながら実際に現場で働いていく、そういった業務の大変さを熟知している労働者の意向を尊重しなければなりません。

■管理者＝「専門家」が労働者に 負担を強いる医療現場の労務管理

今回の問題は、医療現場での労務管理の問題性を浮き彫りにしています。病気や怪我を治療する者が経営者・管理者の立場に立ち、過重労働も傷病を抱えながらの勤務も、「医学的に問題ない」とされてしまい、限界ギリギリまで働かせればいいという論理がまかり通れば、それはまさに「ブラック企業」そのものです。人間の健康を預かる医療の現場では、そこで働く労働者の健康と安全が患者さんの健康と安全に直結します。病院で働く労働者が声を上げることこそ、労働者自身と患者さんを守ることに繋がるのです。

■労働者の団結と闘いで 医療・福祉の現状を変えよう！

医療に携わる労働者は、職場の仲間と協力して、患者さんのことを第一に考え、誰もが自分の仕事に誇りを持って働いています。一方で、様々な理由により離職していく労働者も後を絶ちません。医療・福祉の現場での離職率の高さ、全国の医療機関や福祉施設で相次ぐ重大事故は社会問題にもなっています。

労働者自身が団結して声を上げ、病院を変えていくことで、私たちは労働者としての誇りを取り戻して生き生きと働くことができます。S組合員はその可能性に賭けて、自ら病院を去るのではなく、「おかしいことはおかしい」ときっぱりと声を上げて闘いに立ち上がりました。S組合員の闘いを孤立させてはなりません。

そういった現場労働者の声を職場の中に広げ、団結して行動する意義を訴えることこそ、私たち労働組合の義務です。いわき合同ユニオンは地域で働く労働者自身の労働組合です。S組合員は、ユニオンの仲間の闘いから勇気をもらい、たった一人でもいわき病院の中から声を上げたかけがえのない労働者です。S組合員の勇気に応え、地域の中に闘う労働運動を甦らせ、医療・福祉現場の現状を労働運動の力で変えたいのです。